

記載例 4

経常所得の黒字と譲渡所得の赤字との通算（一時所得がない場合）

(設例)	「事業所得・営業等」の「所得金額」	3,000,000 円
	「不動産所得」の「所得金額」	△ 200,000 円
	「総合課税の譲渡所得」の「短期」の「差引金額」	△ 1,400,000 円
	「総合課税の譲渡所得」の「長期」の「差引金額」	500,000 円

(申告書B 第一表)

収入金額等	事業	営業等	㉗																	
		農業	㉘																	
		不動産	㉙																	
		利子	㉚																	
		配当	㉛																	
		給与	㉜																	
		雑	公的年金等	㉝																
			その他	㉞																
		総合譲渡	短期	㉟																
			長期	㊱																
所得金額	事業	営業等	①																	
		農業	②																	
		不動産	③																	
		利子	④																	
		配当	⑤																	
		給与	⑥																	
		雑	⑦																	
		総合譲渡・一時	⑧																	
		合計	⑨																	

(申告書B 第二表)

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
短期譲渡		円	円	△900,000 (△1,400,000)
長期譲渡				0 (500,000)

(注) 1 「総合譲渡・短期」の赤字(△1,400,000円)を、「総合譲渡・長期」の黒字(500,000円)と差引計算を行います。

申告書第二表の「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の「差引金額」欄には、差引計算前の金額をカッコで囲み、上段に差引計算後の金額を記載します。

2 「不動産」③の赤字(△200,000円)は、他の経常所得(「不動産」③を除く「事業・営業等」①から「雑」⑦までの金額)の黒字と通算を行う場合でも通算前の金額を記載します。

3 「総合譲渡・短期」の差引計算後の赤字(△900,000円)を、「事業・営業等」①の黒字(3,000,000円)と「不動産」③の赤字(△200,000円)との通算後の金額(2,800,000円)と通算を行います。

「総合譲渡・短期」⑧、「事業・営業等」①及び「総合譲渡・一時」⑨には、通算前の金額を記載します。

4 「合計」⑨には、「事業・営業等」①から「総合譲渡・一時」⑨の金額の合計額を記載します。